

令和 7 年度（2025 年度）

事業計画

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会

令和7年度（2025年度）社会福祉法人豊中市社会福祉協議会

事業計画

【基本方針】

豊中市社会福祉協議会（市社協）は、校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会など地域の各種団体の協力により、5類感染症への移行後も、コロナで途絶えた地域のつながりの再構築、地域福祉活動の仕組みを構築し、敬老の集いの午前中開催をはじめスマホ講座や ICT 活用など様々な工夫で地域福祉活動を継続的に創造的に推進してきました。

昨年度は、第5期豊中市地域福祉計画と連携した第5期地域福祉活動計画（Link プランとよなか 5）[R6～R11] をもとに新たな担い手の育成に向けた小学校区ごとのアクションプランを作成いたしました。団塊の世代が後期高齢者を迎える中、地域活動の持続可能な活動を推進していくことは喫緊の課題です。市社協が取り組んでいる子どもの居場所、若者支援、外国人支援、農業などの活動を通じて広く市民参加を促してまいります。

一方、コロナ禍で始まった生活福祉資金の特例貸付は、本市では15,000世帯以上にも上り、生活再建や伴走型支援を行う中で若年層の生活苦、外国人支援、ヤングケアラー、不登校、8050 問題など新たな課題が浮き彫りとなりました。これまでの生活困窮者自立支援や CSW の取り組みに加え、市の重層的支援体制整備事業との連携により、「アウトリーチ」、「参加支援」、「不登校生を対象としたリスタート事業」、「定時制高校・夜間中学などを含めた学校と福祉の連携」、「8050 丸ごと支援プロジェクト」、「外国人支援」等の事業を有機的に結びつけ、行政や地域、社会福祉施設、NPO 法人との協働等により新たなテーマにも社協機能を発揮してまいります。

また、単身高齢者の増加により、親亡き後問題、死後事務、保証人などの身寄りなし問題の社会化についても大きなテーマとなってきています。成年後見制度の一部見直しなども踏まえ社会的孤立に対する対応や、故人の遺志ある寄付としての遺贈について研究を進めてまいります。

全国的な介護人材や福祉人材不足は市社協にも大きな影響を与えています。社会福祉協議会の行う介護事業の在り方を検討するとともに新たな自主財源の在り方も求められます。次期経営発展強化計画の策定に向けて課題に取り組んでいきます。

本会は、地域共生社会の実現に向けて、『一人も取り残さない』『支えられる人を支える人に』『すべての人に居場所と役割づくり』を目指し、様々な取り組みを地域住民の主体的な関わりと行政ならびに関係機関・団体のみなさまの協力を得て推進してまいります。そして大阪府の地域共生の未来をつくるプロジェクトにも協力するため今年開催される関西万博にも参加します。

最後に、阪神・淡路大震災から30年が経過しました。当時の豊中の被害を将来に語り継ぐ中で、校区福祉委員会や民生委員児童委員協議会などとの連携により災害に強い地域づくりを進めていきます。また昨年令和6年1月1日に発生した能登半島地震など、全国で発生する災害の被災者へ寄り添い、継続した支援を推進していきます。

【重点活動目標】

1. 校区福祉委員会活動の充実

第5期地域福祉活動計画の校区アクションプランに基づいて次世代の担い手づくりを推進してまいります。

① 小地域福祉ネットワーク活動について

孤立孤独対策として、会食会やこども食堂の推進、テイクアウト方式やキッチンカーを活用した配食など、個別援助活動、グループ援助活動を通じ積極的な見守り態勢の構築に努めます。

② 福祉なんでも相談窓口設置事業の推進

地域福祉活動の拠点として住民に身近な相談支援を行うとともに、福祉便利屋事業の受付窓口や、高齢者のスマホ相談会などの専門相談を実施し、情報の伝達、共有を円滑に行います。

③ 「敬老の集い」の開催

敬老の集いを通じて敬老の思想と高齢者福祉への理解を深めるとともに、地域ぐるみの参加協力の気運を培い、福祉の増進を図ることを推進してまいります。また、熱中症のリスクを避けるために9月下旬午前中の開催に変更します。また、南部圏域の小中学校区については引き続き行政と十分に連携して会場を確保し、全校区で開催できるように努めます。

④ 住民主体ささえあい活動の推進

引き続き全校区でのぐんぐん元気塾・福祉便利屋事業の実施を目指し、高齢者の社会参加と介護予防に寄与します。

2. ボランティアの育成・活動の充実

- ・令和6年度から導入したボランティアセンターの公式LINEを活用しボランティア募集のタイムリーな情報発信の充実を目指します。
- ・小中学校への体験学習の機会を増やし、若年層へのボランティア活動の普及啓発を促進します。
- ・善意銀行を活用し、生活困窮者への緊急貸付や食材支援、子ども食堂への助成、災害支援、ひとり暮らし高齢者への年賀状送付、火災罹災世帯への見舞金などを継続して行います。
- ・フレイル予防と社会参加を目的としたとよなか地域ささえ愛ポイント事業の活性化を図ります。また、介護予防センター・地域福祉活動支援センターなどへの出張説明会を増やして登録しやすい環境づくりに努めます。
- ・地域福祉活動支援センターやボランティアセンターでの各種講座・イベント開催を通じ、地域福祉活動の担い手の養成を進めます。
- ・外国籍の方からの相談が増えるなか、海外での在住経験を活かした活動や相談にのれる「多文化共生ボランティア（タブボラ）」の推進に努めます。
- ・ICTを駆使した災害支援訓練を行い、多様な企業・団体とのネットワークを作

り、災害支援に対する継続的な動機付けを行い災害に強い地域づくりに努めます。

3. 課題解決力の強化・包括的な支援体制の構築

- ・新型コロナウイルス感染症特例貸付を通じて表面化した、新たな生活困窮の課題に引き続き対応します。特にこれまでの働きかけに未応答の世帯に対し重点的にアプローチを図ります。
- ・外国人支援について、言語コミュニケーション上の問題だけでなく、ライフスタイルや情報ツール、所属するコミュニティとの関わりをふまえ、国際交流センター等と連携して対応します。また同じ地域で暮らす市民同士のつながり作りを引き続き進めます。
- ・引き続き学校との連携を強化し、ニーズの早期発見から適切な支援につなげます。学校に行くこと、行かせることが困難な世帯に対し、学習支援や家事支援を通じて関係づくりに努め、自立に向けた取り組みを行います。
- ・市内各地の地域実情の把握に努め、課題解決に向けて、多様な主体との連携を進めます。地理的に外出困難な方々への移動支援や移動販売車を活用した買物支援について、地域のニーズをふまえ、民間事業者等との連携を引き続きより一層推進します。
- ・ひきこもり状態、不登校など社会とのかかわりが薄くなっている人たちへのアウトリーチ型の支援を引き続き展開します。また新たに多世代型の活動拠点を構築し、不登校のこどもたちも社会参加できる場所を保護者や地域住民とともに創り出します。
- ・金銭ご寄付の使途目的の整理を行い、基金運用や善意銀行事業などの仕組みを見直すとともに、身寄りなし問題などの取り組むべき課題と合わせてご意志に沿った活用方法を研究します。

4. 権利擁護に関する取り組みの充実

- ・豊中市成年後見制度利用促進計画（地域福祉計画に包含）に基づき、豊中市の成年後見制度利用促進に係る中核機関として権利擁護・後見サポートセンターを設置し、市民や介護・医療福祉の専門職に対し、制度の利用促進に向けた意識醸成を図り、意思決定支援研修を実施します。行政福祉部門・司法、福祉の専門職や市内の相談機関で構成される成年後見制度利用促進協議会での議論を踏まえ、地域における包括的な権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、個別案件の権利擁護支援チームの形成を支援します。国において成年後見制度の改正が検討されていますが、その動向を注視し、対応できるように取り組みます。
- ・広域で市民後見人の養成を行う大阪府社会福祉協議会とともに、引き続き豊中市市民後見人の養成と活動支援を行うとともに、その活躍の場となる受任案件を増やすため、専門職からのリレー（引継ぎ）も含めた形での検討・調

整を行います。

- ・任意後見・死後事務や遺言・相続など将来に備えた相談に対しては、身寄りのない高齢者が抱える課題への対応を検討するとともに、法的な対応が可能な専門窓口への円滑な引継ぎを行うことも含め、地域で安心して生活できる環境の整備に努めます。
- ・日常生活自立支援事業は、成年後見制度への移管を含め、新規利用者の相談対応など効率的な事業の運用に取り組んだ結果、これまで恒常的に生じていた待機を解消することができました。成年後見制度の改正により、利用対象者の枠が広がることが想定されるため、そちらの動向も注視しつつ、今後も引き続き利用者の預貯金の適正な管理はもちろんのこと、現状の維持とともに新規の利用者の対応に努めます。

5. 当事者組織の育成・支援ならびに各種団体との連携強化

- ・老人介護者（家族）の会やひとり暮らし老人の会では校区福祉委員会との連携を深めながら、活動の充実と会員相互の交流を図ってまいります。老人介護者（家族）の会では社会課題となっている「介護離職」の問題について検討していきます。
- ・高次脳機能障害者や発達障害者の家族会等テーマごとの当事者組織を組織化し、それぞれの会の目的に沿った支援とネットワーク化を推進していきます。福祉の店「なかま」につきましては、引き続き運営委員会の自主運営の支援を行ってまいります。
- ・市社協にて事務局機能を担っております団体等が実施する事業と、地域福祉の推進や介護予防の取り組み等を、効果的につなげていく仕組みづくりに寄与してまいります。
- ・赤い羽根共同募金等の実施につきましては、寄付つき商品の取り組みが定着化していることから継続して行います。

6. 中央地域包括支援センターの運営

- ・複雑化、深刻化する課題に対応すべく、三職種の専門性の向上を図るとともに、複合化する課題を抱える困難事例については、関係機関と連携し、多職種協働で支援を行います。
- ・地域ケア会議や医療介護意見交換会の開催、ケアマネジメント支援を通して、関係機関のネットワーク強化を推進し、地域課題の解決を図ります。
- ・自ら要介護状態となることを予防し、健康づくりに取り組む意識を高めるために、住民主体の通いの場を充実させ、セルフケアの定着を図ります。
- ・認知症の正しい理解を地域に広め、チームオレンジ（本人を中心にして見守るネットワーク）の構築や認知症カフェ等、住民の主体的な取り組みを支援し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を推進します。

7. 在宅福祉サービスの実施

- ・地域住民や各種関係団体・市社協が行う事業との連携を深め、セーフティネットとしての役割を果たしつつ、利用者一人ひとりに寄り添った支援に努めます。
- ・本会の医療・介護事業従事職員は、職員の高年齢化や採用不調等により年々減少の傾向にあります。事業の維持・継続には職員の定着と新たな人材の確保が何よりも重要であることから、処遇改善の取り組みはもとより、デジタル技術を活用した労働環境の整備、働きやすい雇用形態の検討を行い、生産性の向上と人材確保に努めます。
- ・社会情勢を鑑みると、賃上げや物価高の状況は今後も継続するものと考えられ、事業の継続に大きな影響を与えかねません。これに人員減少も相まって、事業の収支も悪化してきている状況にあることから、事業の維持・継続に向け、有識者とともに事業のあり方について検討します。
- ・事業収益を活用した社会貢献活動について、これまで被災地への職員派遣や地域活動への協力・人材育成、地域住民や利用者を招いてのイベントの開催などに取り組んできましたが、引き続き社会課題・地域課題を見極めつつ、その取り組みを進めます。

8. 広報・啓発活動の充実

- ・ICTの進展によるデジタル化に鑑み、市民や各種団体・会員など関係者がより本会の取り組んでいる事業への親近感や意義を感じ、その活動に幅広く賛同が得られるよう SNS などのツールを活用しながら広報、啓発に努めます。
- ・広報紙「みんなの福祉」について、紙面で伝える情報と、SNS・ホームページなどを活用したデジタル情報を合わせて定期的な発信に努めます。

9. 組織体制ならびに財政基盤の強化

- ・第5期地域福祉活動計画並びに第4期経営発展強化計画の進捗管理を適切に実施いたします。
- ・第5期経営発展強化計画の策定に向けて内容を検討します。
- ・事業推進にあたり、各種助成金の申請を積極的に行うとともに、賛助会費、共同募金等の自主財源の確保について、幅広い呼びかけに努めてまいります。
- ・職員の専門性を高め、人材育成の取り組みをより強化することで、職員間の意思疎通を図るとともに、行政との密なる連携を行い市民サービスの向上に寄与します。

【主要事業】

1. 校区福祉委員会活動の充実

- ・小地域ネットワーク活動推進事業（個別援助活動・グループ援助活動）
- ・小地域活性化モデル事業（マンションコミュニティづくり活性化や新たな人材養成にかかる先駆的プログラム開発に対する助成事業）
- ・福祉なんでも相談窓口設置事業（市受託）
- ・敬老の集い事業（市補助）
- ・住民主体ささえづくり事業（市補助）

2. ボランティアの育成・活動の充実

- ・ボランティアセンター「ぷらっと」の運営
- ・ボランティアの登録・派遣
- ・ボランティアスクール等各種講座の開催
- ・ボランティア団体連絡会等の支援
- ・災害支援ボランティアの推進
- ・企業団体のボランティア推進
- ・ファミリーサポートセンター事業（市受託）
- ・とよなか地域ささえ愛ポイント事業（市受託）
- ・介護サービス相談員派遣事業（市受託）

3. 課題解決力の強化・包括的な支援体制の構築

- ・生活支援コーディネーター業務（市受託）
- ・福祉なんでも相談のバックアップ
- ・地域福祉ネットワーク会議の運営
- ・善意銀行事業
- ・各種プロジェクトの推進
- ・地域福祉活動支援センターの運営
- ・東豊中老人憩の家等管理運営業務（市受託）
- ・庄本複合施設老人憩の家管理運営業務（市受託）
- ・協議体の運営と事業所のネットワーク化
- ・コミュニティソーシャルワーカー配置事業（市補助）
- ・生活困窮者自立支援事業「くらし再建パーソナルサポートセンター」（市受託）
- ・生活福祉資金貸付事業（府社協受託）
- ・健康ステップアップ倶楽部事業（市受託） *健康づくりグループ支援事業
- ・びーのびーの（引きこもりなどの社会的居場所）事業（市受託） *安心生活創造事業「社会参加支援事業」
- ・フードドライブ・リユース事業
- ・こども食堂ネットワーク
- ・75歳アンケート事業（市受託） *安心生活創造事業「抜け漏れのない実態把握事業」

- ・地域共生推進員配置事業（市受託） *多機関協働推進事業における地域共生推進員配置事業
- ・緊急小口資金等の借受人へのフォローアップ支援事業（府社協受託）

4. 権利擁護に関する取り組みの充実

- ・成年後見サポートセンター事業（市受託）
- ・市民後見人養成事業（市受託）
- ・日常生活自立支援事業（府社協受託）

5. 当事者組織の育成・支援ならびに各種団体との連携強化

- ・豊中市老人介護者（家族）の会
- ・ひとり暮らし老人の会
- ・福祉の店「なかま」運営委員会
- ・若年性認知症本人と家族の集い「ももの会」
- ・豊中市発達障害者の家族の会「一歩の会」子育てグループ「にじいろ」
- ・豊中脳損傷家族会「アンダンテ」
- ・豊中市民生・児童委員協議会及び同連合会
- ・豊中市赤十字奉仕団
- ・豊中市献血推進協議会
- ・豊中地区募金会
- ・豊中市社会福祉施設連絡会
- ・豊中市老人クラブ連合会

6. 中央地域包括支援センターの運営

- ・介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント業務
- ・介護等に関する総合相談の実施
- ・高齢者権利擁護事業
- ・ケアマネジャー支援、中央ほっとの開催
- ・地域ケア会議の開催
- ・通いの場づくり及び介護予防ネットワークの構築
- ・地域教室の開催
- ・認知症地域支援・ケア向上事業
- ・司法書士による「高齢者お悩み相談会」の実施

7. 在宅福祉サービスの実施

- ・中豊島介護サービスセンターの運営
居宅介護支援事業・訪問介護事業・居宅介護事業・同行援護事業・移動支援事業・訪問看護事業
- ・社会貢献活動の実施
災害支援の取組み、ぴちぴちフェスタの開催、ふれあい出前講座、介護支援専

門員実習・インターンシップ・福祉体験の受入れ、事業収益を活用した人材育成の取組み

8. 広報・啓発活動の充実

- ・広報紙「みんなの福祉」発行
- ・市社協ホームページ、フェイスブックの運用
- ・まちかどボランティアボード
- ・各種リーフレットの発行
- ・公式YouTubeチャンネルの配信

9. 組織体制・財政基盤の強化

- ・理事会、評議員会
- ・総務部会等各部会、委員会
- ・賛助会費会員制
- ・組織構成会員
- ・自主財源の確保、寄付システムの運用
- ・人材育成計画の推進
- ・基金の運用
- ・第4期経営発展強化計画[R5～R7]の推進及び第5期計画[R8～]の検討
- ・第5期豊中市地域福祉活動計画[R6～R11]の推進

